

## 世界農業遺産「清流長良川の鮎」調査研究支援事業実施要領

令和4年5月18日 農遺第13号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知  
一部改正 令和5年3月16日 農遺第51号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

### 第1 趣旨

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の構成要素であるアユや長良川等を対象とした調査研究を通じて、「長良川システム」の保全・活用・継承につながる担い手を育成するため、調査研究の実施に必要な経費について支援することとする。

### 第2 事業の実施

本事業は、アユをはじめとする水棲生物や、長良川をはじめとする河川等に関する調査研究の実施を支援するものとして、事業内容、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記に定めるものとする。

### 第3 事業の着手

事業の着手は、原則として、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定による補助金等の交付の決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会会長（以下「会長」という。）の適正な指導を受けたうえで、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を会長に提出するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承のうえで行うものとする。

### 第4 助成措置

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、要綱に定めるところにより補助するものとする。

### 第5 事業の推進

協議会会員は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、会員が一体となって、本事業の実施についての指導・助言を行うものと

する。

## 第6 協議会事業への協力

事業実施主体は、協議会及び協議会会員が行うイベント等での調査研究成果の発表、展示等に業務に支障のない範囲で協力するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。令和4年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。(令和5年3月16日付け農遺第51号)

(別表)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>この事業は、アユ・長良川等調査研究実施計画（アユをはじめとする水棲生物や、長良川をはじめとする河川等に関する具体的な調査研究内容等を定めたものをいう。以下「調査研究計画」という。）に基づき、実施する調査研究の経費について助成を行う事業とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高等学校</li><li>・中等教育学校（中高一貫校）</li><li>・特別支援学校</li><li>・高等専門学校</li><li>・世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ（世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ登録制度実施要領（令和4年1月14日農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知）第5の規定により登録された者をいう。）のうち、法人又は任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること。）</li></ul>	<p>アユや長良川等を対象とした調査研究に係る次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・報償費</li><li>・旅費</li><li>・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）</li><li>・役務費</li><li>・委託料</li><li>・使用料及び賃借料</li></ul>	<p>10/10 以内 ただし、補助金額上限は、一事業実施主体当たり 200 千円とする。</p>

## 別記

### 第1 事業の実施

#### 1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が調査研究計画を作成し、アユをはじめとする水棲生物や、長良川をはじめとする河川等に関する調査研究を実施する活動に対して支援するものとする。

#### 2 協力事項

事業実施主体は、協議会が行うイベント等での発表、展示等には業務に支障のない範囲で協力するものとする。

#### 3 実施手続

##### (1) 調査研究計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、調査研究計画（別紙第1-1号様式）を作成すること。

(2) 事業実施主体は3の(1)で作成した調査研究計画を別紙第1-2号様式により、会長へ承認の申請を行うものとする。

##### (3) 調査研究計画の承認

会長は、3の(2)により提出された調査研究計画の内容を審査し、当該計画の内容が適当と認められる場合は、別紙第1-3号様式により承認を行うものとする。

#### 4 調査研究計画の重要な変更

調査研究計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、上記3の手続きに準じて行うものとする。

##### (1) 調査研究テーマの変更

##### (2) 費目の追加又は変更

##### (3) 支出内容の追加又は変更

### 第2 実施結果の報告等

事業実施主体は、調査研究計画に基づく調査研究の結果について、アユ・長良川等調査研究実施結果報告書（別紙第1-4号様式）を作成し、事業完了後、速やかに、別紙第1-5号様式により、会長に報告するものとする。